



2025 年 11 月 14 日

農林中央金庫

商業手形の割引および担保受入れの取扱い終了に関するお知らせ

2021 年 6 月に政府が公表した 2026 年度末までの手形・小切手の全面的な電子化の方針を受けて、金融界では各種取組みを進めています。これらの状況を踏まえて、下記のとおり商業手形割引・担保の取扱いを終了いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 内容

2027 年 4 月 1 日以降を期日とする紙の商業手形について、手形割引・担保の受付を停止いたします。2027 年 3 月末までを期日とする紙の商業手形については、従来どおり割引・担保を受付いたします。

2. 代替サービスについて

電子記録債権（でんさい）については従来どおり割引・担保を受付いたします。2027 年 4 月 1 日以降に割引・担保を利用されたい場合は、電子記録債権の利用をご検討ください。

当金庫における電子記録債権の利用開始をご希望の場合は、お手数ですがお取引店までご連絡ください。

※なおサービスのお申込み受付にあたっては、紙の商業手形の割引・担保、電子記録債権の利用開始および割引・担保いずれも当金庫所定の審査がございます。審査結果によってはお取扱いしかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

お取引店までお問い合わせください。

手形・小切手の電子化に向けたスケジュール

2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
振り出しされるお客様 手形・小切手を	手形・小切手帳発行受付（～2026/3末） ※ 2024/4以降に開設された当座勘定口座は、手形・小切手の発行受付を行っていません。			手形・小切手帳発行受付終了（2026/4～）			
	手形・小切手振出（～2026/9末）			手形・小切手振出不可（2026/10～）			
				未使用手形・小切手帳買戻し （2026/4～2027/3末）			
	※払戻請求書による当座勘定からの払戻受付開始（2025/1～）						
お受け取りになるお客様 手形・小切手を	代金取立	他行を支払地とする手形・小切手の代金取立の受付（～2027/3末）			取立受付不可（2027/4～）		
		当金庫を支払地とする手形・小切手の代金取立の受付（～2027/3末） ※ 振出日が2026/9末までのもの					
	入金	他行を支払地とする手形・小切手の入金の受付 （～2026/3末）			窓口入金 of 停止（2026/4～）		
		当金庫を支払地とする手形・小切手の窓口入金の受付 ※ 振出日が2026/9末までのもの					
	銀行振出小切手の発行受付（～2026/3末）			銀行振出小切手発行停止（2026/4～）			
割引・担保 をご利用の お客様	商業手形割引・担保の受付（～2027/3末） ※ 手形期日が2027/3末までのもの			商業手形割引・担保の受付不可 （2027/4～）			
	【凡例】 ：対応可能、 ：対応不可、 赤字：今回新たに追加する対応						